



最近の消防関係の動向について

〔1〕認知症高齢者グループホームなどの防火安全対策のための消防法施行令改正

2007年6月13日施行

昨年1月に長崎県大村市内で発生した認知症高齢者グループホームの火災（死者7人）の火災原因と安全対策を議論してきた防火安全対策検討会（委員長：室崎益輝・消防研究所理事長）での検討結果を踏まえた措置です。

改正の概要

◆対象施設

認知症高齢者グループホーム等の社会福祉施設

◆防火管理者の選任

収容人員10人以上の場合、防火管理者を選任し、消防計画書の作成が義務付けられる。（従来は30人以上）

◆消防用設備等の設置

- ①延べ面積 275㎡以上の施設について、スプリンクラー設備の設置が義務付けられる（従来は1000㎡以上）
ただし、1000㎡未満の施設については、特定施設水道連結型スプリンクラー設備（ホームスプリンクラー）の設置が可能。
- ②すべての施設について、以下の設備の設置が義務付けられる。
 - 自動火災報知設備（従来は300㎡以上）
 - 消防機関へ通報する火災報知設備（従来は500㎡以上）
 - 消火器（従来は150㎡以上）

◆施行期日

平成21年4月1日

既設物件の経過措置 消火器は、平成22年4月1日まで その他は、平成24年3月31日まで



〔2〕建築基準法改正により消防同意事務も厳格化されます。

2007年6月20日施行

6月20日より改正建築基準法が施行されました。

主な内容は、①建築確認事務の厳格化<いったん提出した申請書類は、差替え・訂正が不可。内容不備な場合、不合格となり、再度申請しなおすことになる> ②構造計算適合性判定の義務付け<一定規模以上の建築物については、指定構造計算適合性判定機関による構造計算適合性判定が必要になる>です。

建築確認事務の厳格化により、消防同意を行う場合、従来、修正条件を付けて同意していた物件について、当外修正が確認申請の内容の不備と建築主事が判断し、同意されなかったものとみなされ、申請が降りなくなります。このような、建築確認業務の厳格化に対応するために、消防では、事前相談等の機会の積極活用により、不備のない申請書をもって円滑に確認同意事務が実施できるような体制をとるようにしています。

6月20日以降の建築確認申請については、この改正により、極端に少なくなっているようです。

〔3〕大規模事業所の大規模地震等に対応した自衛消防力確保のための消防法の一部改正

2007年6月22日公布

東海地震、東南海・南海地震や首都直下地震の発生が切迫し大規模地震等に対応した事業所の自衛消防力確保が課題となっており、今回の改正となりました。

◆対象施設

特定防火対象物で ①延面積5万㎡以上 ②5階以上延面積2万㎡以上 ③11階以上延面積1万㎡以上

◆改正内容

- ①地震等の災害による被害を軽減するため必要な事項を定める消防計画の作成、当該消防計画に基づく避難の訓練の実施など防災管理上必要な業務の実施 ○避難誘導、救出救護 ○エレベータ停止に伴う閉じ込め時の対応 ○避難施設や消防設備の損壊への対応 ○停電、断水、通信障害、交通障害等への対応 ○同時多発的な被害発生への対応 等
- ②災害発生時の応急活動を実施する自衛消防組織の設置 ○建築物の従業員等で構成 ○避難誘導、消防機関への通報、初期消火などの応急活動を実施 ○所要の講習を受講した者を政令で定める基準に応じて配置

◆その他

具体的内容は、政令・省令で定められ、公布の日から起算して2年を超えない範囲内において施行されます。

〔4〕平成18年の危険物施設及び都市ガス・液化石油ガス、毒劇物等による事故の状況

◆危険物施設 『過去最悪』

平成18年中（平成18年1月1日～平成18年12月31日）に発生した危険物施設における火災・漏えい事故件数は、**火災事故が223件**（前年188件）、**漏えい事故が375件**（同392件）で合計**598件**（同580件）となっており、漏えい件数は減少したものの、火災件数は増加し、事故全体では前年より18件の増加となり、統計を取り始めて以来**過去最高**となっている。

これらの事故による被害は、**火災によるものが死者10人**（同1人）、**負傷者85人**（同43人）、**損害額28億円**（同25億円）、**漏えい事故によるものが負傷者25人**（同23人）、**損害額4億円**（同3億円）となっている。

◆都市ガス・液化石油ガス

平成18年中に発生した都市ガス及び液化石油ガスによる事故で消防機関が出動したものは、ガス事故の総件数は1,062件で、前年比94%と減少となっている。ガスの種別ごとの事故件数をみると、都市ガスに係るものが606件で前年比94%、液化石油ガスに係るものが456件で前年比89%と減少となっている。ガスの事故は平成14年から大きく減少している。

◆毒劇物等による事故

平成18年中に発生した毒劇物等(毒物及び劇物取締法第2条に規定されている物質並びに一般高圧ガス保安規則第2条に定める毒性ガス)による事故で消防機関が出場した件数は、64件で、前年比82%と減少となっている。また死者は7人で前年に比べ1人の減少、ただし、負傷者は129人で前年比211%と大幅に増加している。毒劇物等による事故の内訳をみると、アンモニア10件(15.6%)、塩素が7件(10.9%)、塩酸が6件(9.4%)、硫酸が5件(7.8%)、硫化水素が4件(6.3%)となっている。

ご紹介しています

災害救援バンダー

DyDo
Drink, Message



災害や緊急事態の発生で停電になった場合でも、キーの操作により、非常電源により、自販機の商品を無料で搬出しすぐに被災者の水分補給に役立てることができる自動販売機を、**ダイドー** **ドリンク株式会社**様より、災害資機材を扱っている弊社へ お得意様への紹介依頼があり、現在ご紹介させていただいています。詳しくは、弊社営業担当者へお申し付け下さい。



「咲き競う」